

ショートステイ大井川 契約書

社会福祉法人 高幡福祉会

____様（以下「利用者」という。）及び____様（以下「身元引受人」という。）と、社会福祉法人高幡福祉会（以下「事業者」という。）は、事業者が設置運営する「ショートステイ大井川(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)」（以下「事業所」という。）から利用者が各種サービスを受け、それに対して利用料金を支払うことについて、本契約書に添付の「ショートステイ大井川 重要事項説明書」に基づいて事業者（担当者）から説明を受け、サービスの提供に同意したので、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第1章 総 則

第1条 契約の目的

事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、本契約に基づきサービスを提供いたします。

- 2 利用者は、第15条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

第2条 施設サービス計画の決定及び変更

事業者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

- 2 施設サービス計画については、利用者に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
- 3 事業者は、要介護認定有効期間内に1回、又はこの計画に変更の必要のある場合は、適宜変更するものとします。

第3条 介護保険給付対象サービス

事業者は、入浴・排泄・食事等の介護及び日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、栄養管理、療養上の世話等を提供するものとします。

第4条 介護保険給付対象外サービス

事業者は、利用者との合意に基づき、利用者に対する食事等の介護保険給付対象外サービス（「重要事項説明書」のとおり）を提供するものとします。

第5条 サービス利用料

事業者は、利用者との合意に基づき、第3条及び第4条に規定するサービスの利用料として、次の支払を申し受けます。

- (1) 介護保険制度による介護サービス費用の利用者負担相当額
- (2) 食費
- (3) 利用者の選定による特別な食事のサービスの費用

- (4) 居住費
- (5) 日常生活費等
- (6) 利用者に対するインフルエンザ予防接種料（予め文書にて同意を得るものとします。）
- (7) 利用者に対する医療処置に要する材料費
- (8) 事業者が特別に定める教養娯楽等の提供又はレクリエーション行事等
- (9) その他利用者の個別のご要望によりご提供する物品

2 前項のサービス利用料金は利用者が負担するものとします。

第2章 サービスの利用と料金の支払い

第6条 サービス利用料金の支払い

事業者は、利用者が支払うべき介護保険給付対象サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、「介護保険給付額」という。）の限度において、利用者に代わって市町村から支払を受けます。

- 2 利用者が要介護度に応じて第3条に定めるサービスを受けた場合、利用者は重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から、介護保険給付額を差し引いた差額分を事業者を支払うものとします。ただし、要介護度認定区分に変更のあるときは、変更後の利用料金となります。
- 3 第4条に定めるサービスについては、利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 4 サービス利用料金は、1 か月ごとに計算し、利用者はこれを翌月 25 日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。

第7条 利用料金の変更

第5条第1項第1号に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

- 2 第5条第1項第2号から第9号までに定めるサービス利用料金（標準自己負担額を除く。）については、経済状況の著しい変化その他止むを得ない事由がある場合、事業者は利用者に対して変更を行う日の1ヶ月前までに説明をしたうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第3章 事業者の義務

第8条 事業者及びサービス従事者の義務

事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命及び身体の安全確保に配慮するものとします。

- 2 事業者は、利用者の健康状態から必要に応じて、医師と連携しサービスを提供するものとします。
- 3 事業者は、利用者の心身の状況に急変のある時、ただちに身元引受人に連絡するものとします。

- 4 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命及び身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 5 事業者は、利用者が希望すれば、利用者が受けている要介護認定の有効期間満了日の30日前までに、要介護認定の更新申請の援助を行うものとします。
- 6 事業者は、利用者に対するサービスの提供について、必要な記録を作成し、その完結の日から5年間保管し、利用者の要求に応じてこれを閲覧させるものとします。

第9条 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに身元引受人、利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

第10条 守秘義務

事業者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者、その家族、及び身元引受人に関する情報（以下「個人情報」という。）を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

- 2 事業者は、利用者に医療上の必要性がある場合は、医療機関等へ個人情報を提供できるものとします。
- 3 事業者は第19条に定める利用者の円滑な退所のための援助を行う場合に、個人情報を提供できるものとします。
- 4 第2項及び第3項の目的以外で個人情報を提供する場合については、別に確認するものとします。

第4章 利用者の義務

第11条 利用者のサービス利用上の注意義務等

利用者は、サービスを利用するに当たって、次の事項に留意するものとします。

- (1) 利用者は、他の利用者に迷惑をかける行為や、危害を与える行為を行わないものとします。
 - (2) 利用者は、食品類や他の利用者に危害を与える恐れのある品を持ち込まないものとします。
 - (3) 利用者が、インフルエンザ、ノロウイルス、新型コロナウイルス等、感染症を発症した時は、二次感染防止のため事業者が行う措置に従っていただきます。
 - (4) 利用者が、感染性疾患の診断を受けた場合は、利用者は、速やかに事業者に申し出るものとします。
 - (5) 利用者は、施設、敷地、設備及び備品等をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。ただし、その場合、事業者及びサービス従事者は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
 - 3 利用者は、利用者が施設、敷地、設備及び備品等について、故意又は過失により滅失、破

損、汚損又は変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の対価を支払うものとしします。

- 4 利用者の緊急時の搬送先病院は、施設の嘱託医の判断によるものとしします。
- 5 協力病院等において、処置は不要とされても、施設の嘱託医が継続的な医療処置を要すると判断したときは、その指示に従うものとしします。
- 6 利用者は、現金その他貴重品を施設内に持ち込まないものとしします。やむを得ず持ち込む場合は、利用者の管理とし、事業者は一切の責任を負わないものとしします。

第5章 損害賠償(事業者の義務違反)

第12条 損害賠償責任

事業者は、本契約に基づくサービスの提供に伴って、自己の責に帰すべき事由により、利用者に与えた損害について賠償する責任を負います。第 10 条に定める守秘義務に違反した場合も同様としします。ただし、利用者に故意又は過失が認められる場合には、損害賠償額を減じることができるものとしします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとしします。

第13条 損害賠償がなされない場合

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- (2) 利用者が、サービス実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体調の変化、介助によらない利用者自身の行為等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合
- (4) 利用者が、事業者又はサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合
- (5) 事業者の実施したサービスを原因としない事由に起因して、利用者の自己管理とする身の回りの品（例：補聴器、眼鏡、入れ歯、調度品）について損害が発生した場合

第14条 事業者の責によらない事由によるサービスの実施不能

事業者は、本契約の有効期間中、地震等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、利用者に対して所定のサービス利用料金の支払を請求することはできないものとしします。

第6章 契約の終了

第15条 契約の終了事由

利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、事業者が提供するサービスを利用することができるものとしします。

- (1) 利用者が、介護保険施設等に入所した場合

- (2) 利用者が病院または診療所に入院した場合
- (3) 利用者が死亡した場合
- (4) 事業者が解散命令を受けた場合又は破産した場合若しくは止むを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (5) 事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (6) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合
- (7) 第16条から第18条に基づき、本契約が解約又は解除された場合

第16条 利用者からの中途解約

利用者は、第7条第3項の場合又は希望する場合は、本契約を解約することができます。

第17条 利用者からの契約解除

利用者は、事業者又はサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 事業者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- (2) 事業者が第10条に定める守秘義務等に違反した場合
- (3) 事業者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷付け、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (4) 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷付けた場合又は傷付ける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第18条 事業者からの契約解除

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 利用者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) サービス利用料金の支払が、正当な理由なく怠って3ヶ月以上遅延し、これが支払われない場合
- (3) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス事業者若しくは他の利用者等の生命、身体、財物、信用等を傷つけたり、他の利用者が等しくサービスを受ける権利を侵害した場合又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (4) 利用者が介護老人保健施設に入所した場合又は介護医療院に入院した場合
- (5) 利用者が病院または診療所に入院した場合
- (6) 利用者が本契約を履行しない場合
- (7) 利用者が他の利用者の身体、財産等を傷つける恐れのある場合又は他の利用者の生活を乱す恐れのある場合
- (8) 介護サービス提供に際して、著しく障害となる暴力行為や暴言等のある場合
 - ① パワーハラスメント

業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり、介護支援をす

る際の環境を悪化させる行為

② セクシュアルハラスメント

事業者の職員や介護支援専門員を不快にさせる性的な言動

③ マタニティハラスメント

妊娠した事業者の職員や介護支援専門員に対する嫌がらせ

④ カスタマーハラスメント

利用者や本人であるという立場の優位性を盾に、悪質な要求や理不尽なクレームを行う行為

⑤ 契約以外の行為を執拗に要求した場合

⑥ その他、事業者や介護支援専門員が契約の行為を行うことが困難になる理不尽な行為があった場合

(9) その他、本契約を継続しがたい不信行為等があった場合

第19条 契約の終了に伴う援助

本契約が終了し、利用者が施設を終了する場合には、利用者の希望により、事業者は利用者が契約終了後に置かれることとなる環境等を勘案し、必要な援助を利用者及びその家族に対して行うものとします。

第7章 その他

第20条 苦情処理

事業者は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第21条 身元引受人兼連帯保証人

利用者は契約に際し、身元引受人を定めるものとします。

2 身元引受人は、本契約の連帯保証人として、利用者が本契約に基づき負担する債務について、極度額100万円の範囲内で弁済する義務を負うものとします。

3 身元引受人は、住所等に変更のある場合は、速やかに事業者に報告するものとします。

4 身元引受人は、必要な場合及び利用者が死亡した場合に身柄及び所有物を引き取る責任を負うものとします。

第23条 協議事項

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は、介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

前記のとおりショートステイ大井川の利用に関する契約を結びます。

本契約を証明するために、本書3通を作成し、利用者、身元引受人及び事業者が記名押印の上、利用者、身元引受人兼連帯保証人及び事業者がそれぞれ1通ずつを保有する。

____年 ____月 ____日

(事業者) 所在地 高知県高岡郡四万十町大井川1462番地1
事業者名 社会福祉法人 高幡福祉会
ショートステイ大井川
(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)
(介護保険事業所番号 3972501328)

代表者職・氏名 理事長 大西 利栄子 印

(利用者) 私は、この契約内容及び添付の重要事項説明書並びに個人情報の使用について、同意します。

ご住所 _____
お名前 _____ 印
電話番号 _____

(身元引受人及び連帯保証人) 私は、この契約内容及び添付の重要事項説明書並びに個人情報の使用について、同意します。また、利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり上記署名を行いました。(代筆の場合)

ご住所 _____
お名前 _____ 印
利用者との続柄 _____
電話番号 _____

